

未記帳取引が多い口座についての 通帳記帳内容の変更のお知らせ

このたび当行では、通帳に記帳されていないお取引の件数が多数ある預金口座につきましては、下記のとおり、個々のお取引明細を記帳せず、お取引の合計金額のみを一括で記帳（以下「圧縮記帳」といいます）させていただくことといたしました。

まことに恐縮ではございますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

対象となる預金

預金者が個人または個人事業主の場合の、普通預金（総合口座を含みます）、貯蓄預金、納税準備預金およびカードローン。

預金者が法人等の場合は対象となりません。

対象となる条件

基準日以前の期間における未記帳取引件数が200件以上ある場合。

基準日は、圧縮記帳実施日の直前月末日より起算して

普通預金・貯蓄預金・納税準備預金については3カ月前の月末日

カードローンについては直前月末日より1年前の月末日、とします。

圧縮記帳の方法

基準日以前の期間における未記帳取引について、ご入金・お支払それぞれの金額を合計し、各1件に集約して記帳いたします。

基準日以降のお取引については、これまでと同様に、お取引1件ごとに記帳いたします。

圧縮記帳されたお取引の明細をご希望の場合

預金通帳またはキャッシュカードとお届け印鑑を窓口にご提示のうえ明細表の作成をお申込みください。なお、お申込みから明細表のお渡しまで数日間を要しますので、ご了承をお願い申し上げます。

実施時期

平成20年2月下旬以降、順次実施いたしますので、お客さまによって実施の時期が異なります。その後につきましては、年間2～3回程度、随時実施させていただきます。

偽造・盗難キャッシュカードによる不正払戻犯罪が発生しております。不審な取引の早期発見のためにも、定期的な通帳記帳をお願い申し上げます。

なお、上記についてご不明の点がございましたら、窓口までお問い合わせください。